



ひと、くらし、みらいのために

長崎労働局

Nagasaki Labour Bureau

Press Release

長崎労働局発表
令和4年9月2日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

長崎労働局労働基準部健康安全課

課長 俵 勝利

健康安全主任 松尾拓也

（電話）095-801-0032

職場における健康診断の実施を！

～毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

県内事業場における定期健康診断の有所見率は全国平均を上回っています～

長崎労働局（局長 小城 英樹）では、全国労働衛生週間（※）準備期間である毎年9月を「**職場の健康診断実施強化月間**」（添付資料1参照）とされていることから、職場における労働者の健康確保を図る取組の一環として、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施などについて、集中的・重点的に周知啓発を行っていきます。

令和3年の「**県内事業場における定期健康診断の有所見率**」については、65.3%と全国平均58.7%を上回っています。（詳細は、別紙及び添付資料7参照）

【職場の健康診断実施強化月間の取組概要】

1 月間中の事業者への周知啓発事項（詳細は添付資料4の記参照）

- ①健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- ②健康診断結果の記録の保存の徹底
- ③一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ④新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応（添付資料2参照）
- ⑤高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- ⑥令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- ⑦健康保険法に基づく保健事業との連携
- ⑧小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用（添付資料3参照）

2 月間中における長崎労働局の取組事項

- ①各種団体への協力要請（添付資料4参照）
- ②長崎労働局ホームページ掲載による周知啓発
- ③労働基準監督署による事業場に対する個別指導時の周知啓発

※ 全国労働衛生週間（添付資料5参照）

労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施。

県内事業場における定期健康診断の有所見率について

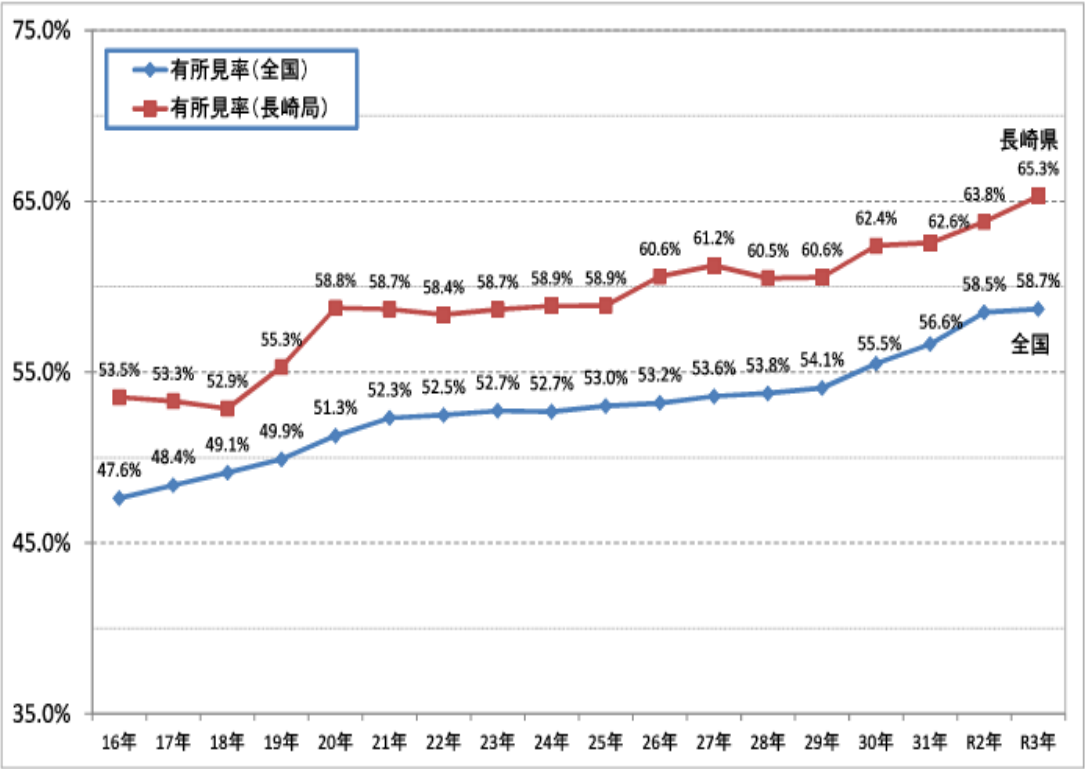
長崎県の職場における定期健康診断の有所見率は、全国平均を上回る状況が続いており、令和3年における有所見率は長崎県が 65.3%で、全国平均の 58.7%と比較して 6.6 ポイント高く（表 1）、全国で 5 番目に高い数値となっています（添付資料 6 参照）。

また、診断項目別では、高い順に、血中脂質 35.8%、血圧 20.8%、肝機能 20.7% となっており、生活習慣病に関連する項目の数値が高くなっています（表 2）。

※「有所見率」とは、定期健康診断を受診した労働者のうち、何らかの項目に異常の所見がみられた人の割合をいう。

表 1

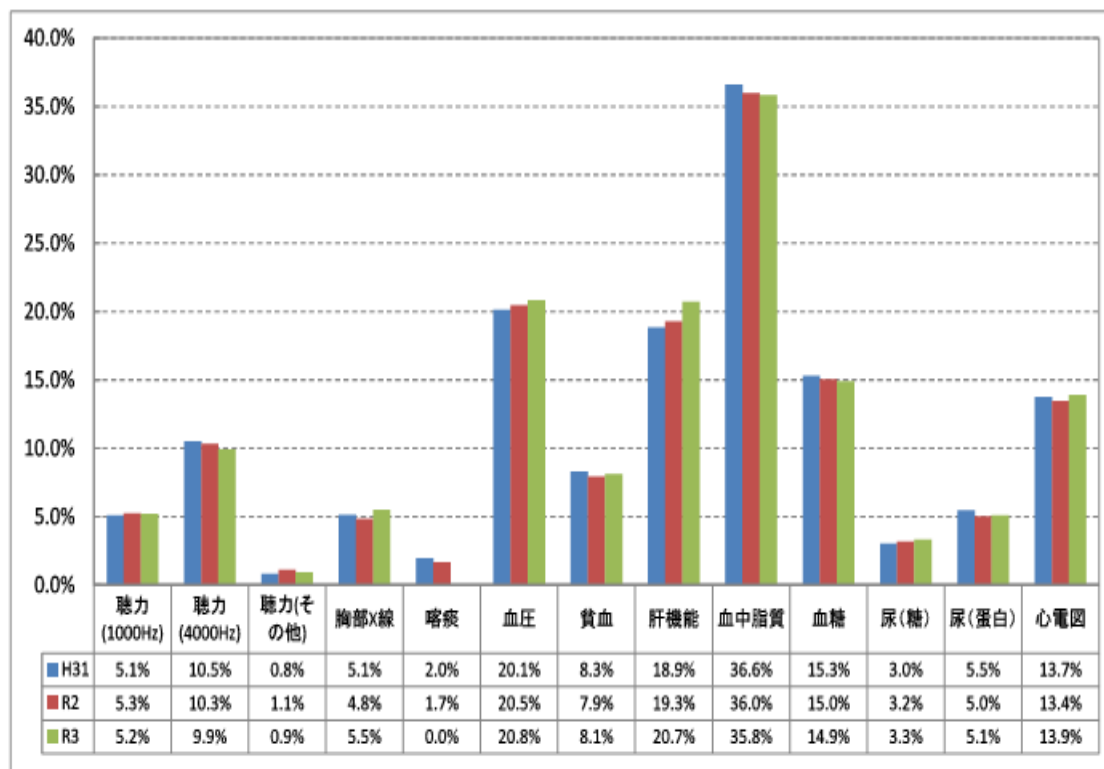
定期健康診断 有所見率の推移



定期健康診断結果報告による

表 2

定期健康診断 項目別 有所見率



定期健康診断結果報告による

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

- 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度 強化月間の重点周知事項は、「**医療保険者※¹との連携**」によるコラボヘルスの推進です。

■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつながられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

⇒事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください※²

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
 - ①従業員は、**マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できる**ようになり、自らの健康管理に役立てることができます。
 - ②事業者は、**医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ**、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につながられます。
- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している※³「**モデル健康診断委託契約書**」や「**一般健康診断標準問診票**」をご活用ください。



資料はこちら

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

※³：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

＜ご参考＞

【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

○個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

○産業保健に関する情報提供

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

＜全国の労働局・労働基準監督署の連絡先はこちら＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



長労発基0830第5号
令和 4年 8月30日

別記団体の長 殿

長 崎 労 働 局 長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添1から別添8のリーフレット等を活用する等、傘下事業場に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (8) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事

業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

- (4) 1の(7)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康

診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

- (5) 1の(8)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。
- (6) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和4年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※2）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（10月10日）及び「Sport in Life コンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施
 - ア 「取組の5つのポイント」（※3）を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※4）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※5）等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※6）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(5) 職場におけるがん検診の推進

ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※7）

イ 特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添5のリーフレットを活用し、周知

ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ 別添6のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知

(6) 更年期障害に関する理解の促進

ア 別添7のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知

イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用

(7) 眼科検診等の実施の推進

ア アイフレイルチェックリスト（※8）や5つのチェックツール（※9）を活用した眼のセルフチェックの推進

イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための40歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添8のリーフレットを活用し周知を依頼

(※1) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

(※2) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm

Sport in Life プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>

(※3) 「～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805544.pdf>

(※4) 「職場における感染防止対策の実践例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805545.pdf>

(※5) 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805575.pdf>

(※6) 職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル

オフィス <https://www.mhlw.go.jp/content/000786023.pdf>

製造業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786024.pdf>

建設業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786025.pdf>

接客業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786045.pdf>
運輸業（旅客輸送） <https://www.mhlw.go.jp/content/000786046.pdf>
運送・配送サービス業 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786203.pdf>
(※7) がん検診普及啓発ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>
(※8) アイフレイルチェックリスト
<https://www.eye-frail.jp/checklist/>
(※9) 5つのチェックツール：
<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>
(※10) 眼科検診に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

別記

(一社) 長崎県労働基準協会
(一社) 日本クレーン協会 長崎支部
建設業労働災害防止協会 長崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止 長崎県支部
(公社) 建設荷役車両安全技術協会 長崎県支部
独立行政法人労働者健康安全機構 長崎産業保健総合支援センター
長崎県商工会連合会
長崎県商工会議所連合会
長崎県医師会
長崎県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会 長崎県連合会

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に際したリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和3年定期健康診断実施結果(都道府県別)

都 道 府 県		健診実施事業場数		受診者数	所見のあった者	
					人 数	有所見率(%)
01	北 海 道	4,640	(1,364)	435,886	272,712	62.6
02	青 森	1,292	(559)	128,433	84,331	65.7
03	岩 手	1,352	(631)	132,755	83,683	63.0
04	宮 城	2,352	(797)	223,816	143,151	64.0
05	秋 田	897	(420)	84,150	58,088	69.0
06	山 形	1,168	(405)	111,557	76,212	68.3
07	福 島	1,937	(734)	187,966	112,145	59.7
08	茨 城	2,514	(892)	287,999	173,005	60.1
09	栃 木	2,103	(732)	230,064	140,864	61.2
10	群 馬	1,965	(726)	200,566	119,233	59.4
11	埼 玉	4,814	(1,413)	475,020	288,863	60.8
12	千 葉	4,304	(1,397)	427,931	243,212	56.8
13	東 京	14,837	(3,645)	2,028,546	1,145,319	56.5
14	神 奈 川	6,591	(2,143)	734,391	431,686	58.8
15	新 潟	2,618	(983)	248,642	132,515	53.3
16	富 山	1,385	(496)	139,252	84,744	60.9
17	石 川	1,290	(447)	125,371	70,036	55.9
18	福 井	968	(470)	93,065	55,268	59.4
19	山 梨	883	(275)	79,383	48,504	61.1
20	長 野	2,054	(715)	187,315	107,947	57.6
21	岐 阜	2,152	(823)	207,443	122,911	59.3
22	静 岡	3,933	(1,403)	421,940	255,273	60.5
23	愛 知	9,082	(3,118)	1,128,355	622,345	55.2
24	三 重	1,794	(800)	193,709	105,335	54.4
25	滋 賀	1,540	(622)	166,758	88,247	52.9
26	京 都	2,477	(909)	252,971	151,619	59.9
27	大 阪	8,456	(2,330)	928,058	532,659	57.4
28	兵 庫	5,244	(2,059)	536,442	310,379	57.9
29	奈 良	934	(317)	88,598	53,254	60.1
30	和 歌 山	776	(297)	75,792	45,033	59.4
31	鳥 取	571	(289)	50,308	29,506	58.7
32	島 根	651	(278)	62,810	38,579	61.4
33	岡 山	2,023	(843)	196,213	114,907	58.6
34	広 島	2,865	(1,267)	286,219	174,310	60.9
35	山 口	1,245	(536)	141,804	80,859	57.0
36	徳 島	620	(247)	64,956	39,140	60.3
37	香 川	976	(389)	95,347	57,094	59.9
38	愛 媛	1,201	(471)	117,050	66,905	57.2
39	高 知	575	(208)	54,349	34,635	63.7
40	福 岡	4,781	(1,648)	512,313	306,422	59.8
41	佐 賀	869	(339)	88,306	54,243	61.4
42	長 崎	982	(421)	98,610	64,433	65.3
43	熊 本	1,439	(613)	151,304	91,213	60.3
44	大 分	1,020	(413)	111,224	66,092	59.4
45	宮 崎	927	(270)	89,116	51,764	58.1
46	鹿 児 島	1,304	(490)	135,370	80,395	59.4
47	沖 縄	1,001	(391)	101,290	71,282	70.4
合 計		119,402	(41,035)	12,918,763	7,580,352	58.7

資料: 定期健康診断結果調

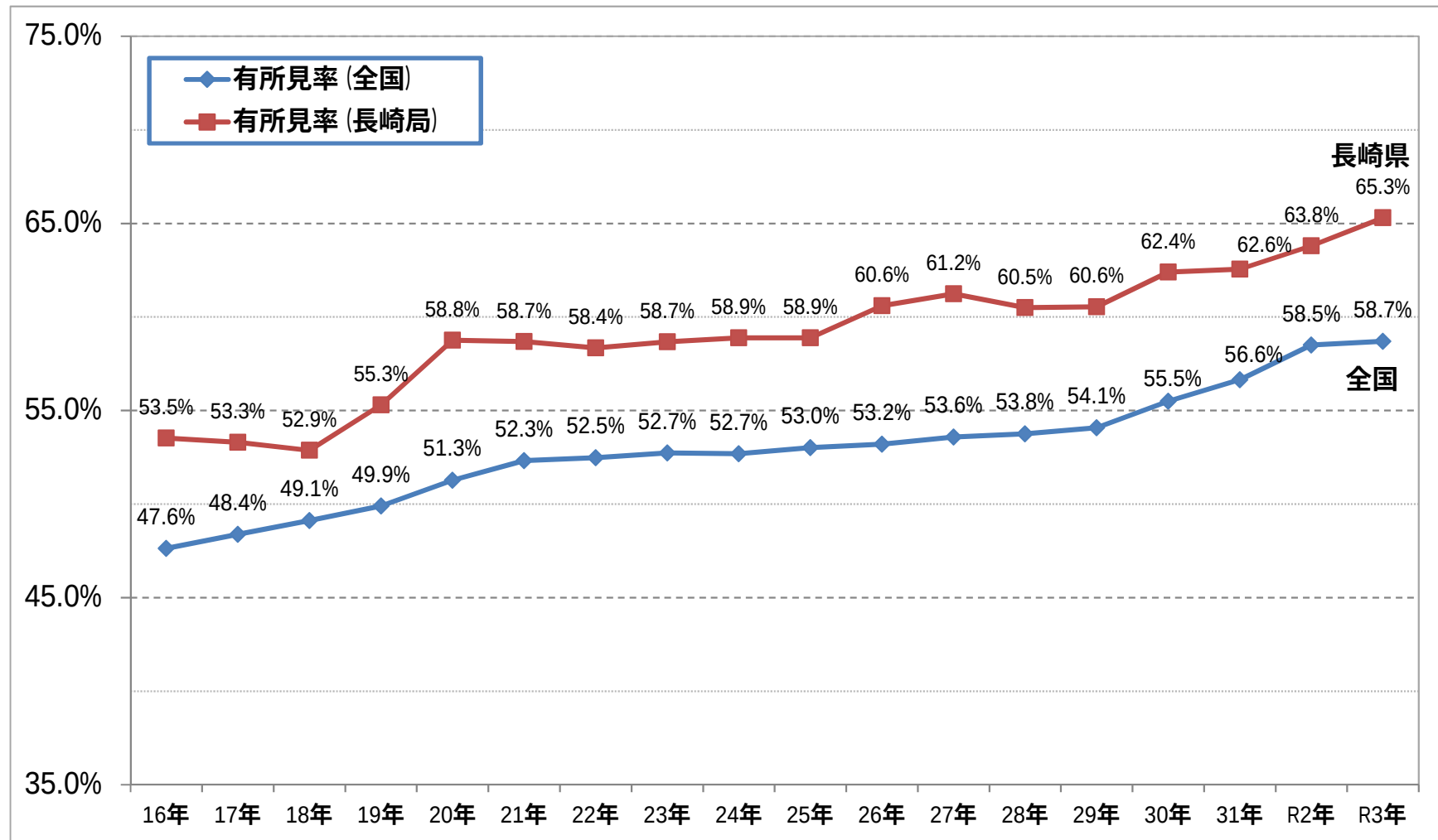
(注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

2 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

長崎労働局 労働衛生統計

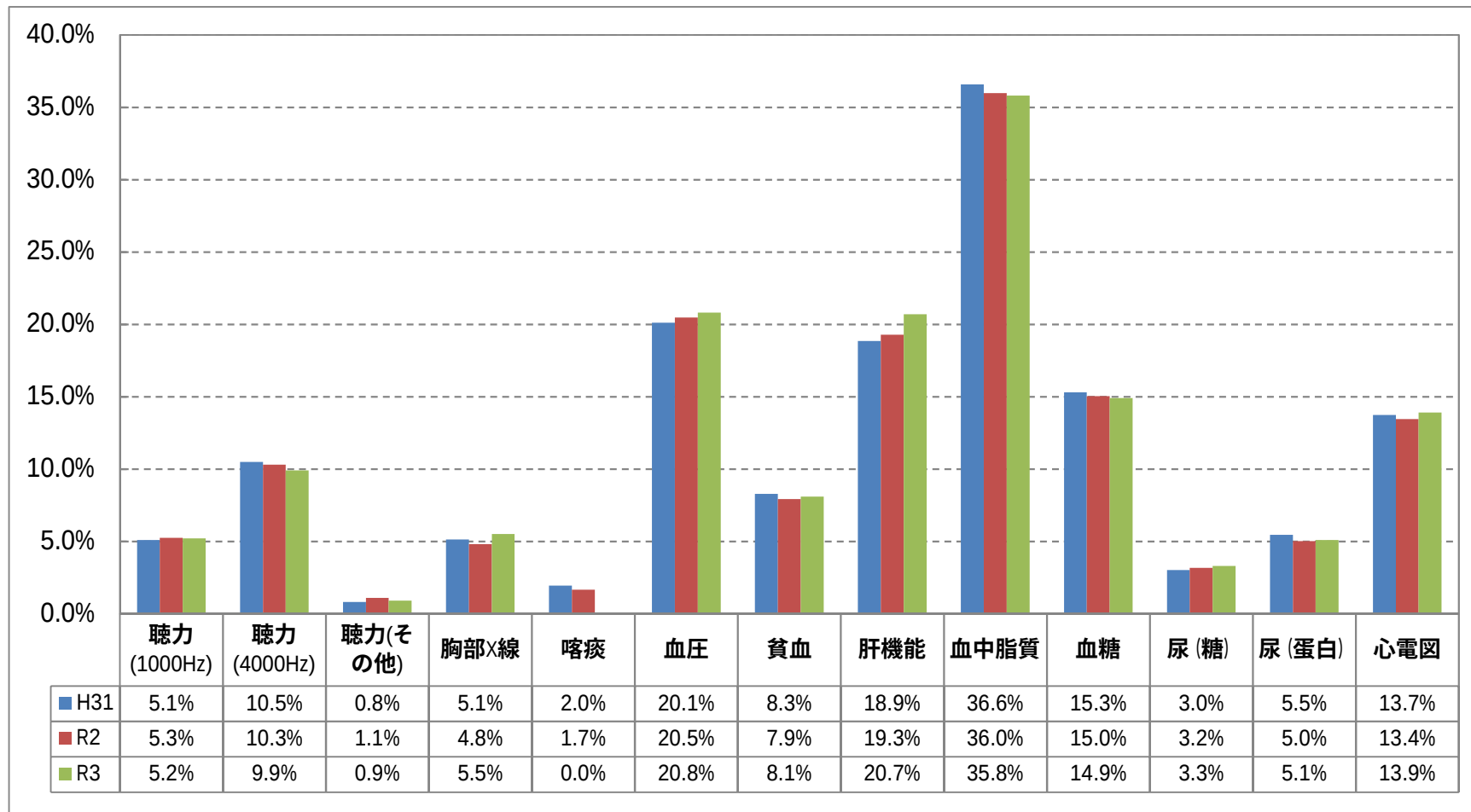
- **定期健康診断 有所見率**
 - 有所見率の推移 (H16－R3年) 2頁
 - 項目別・年別 (H31－R3年) 3頁
 - 業種別・年別 (H31－R3年) 4頁
- **項目別・有所見率の推移**
 - 長崎局 (県) 5頁
 - 全国 6頁
- **令和3年 業種別・項目別 有所見率**
 - 主要業種 7頁
 - 製造業、建設業、運輸交通業 8～10頁
 - 第三次産業 11頁
(商業、金融広告、通信業、教育研究、保健・衛生、接客・娯楽、清掃・と畜、他の事業)
12頁～19頁

長崎労働局 定期健康診断 有所見率の推移



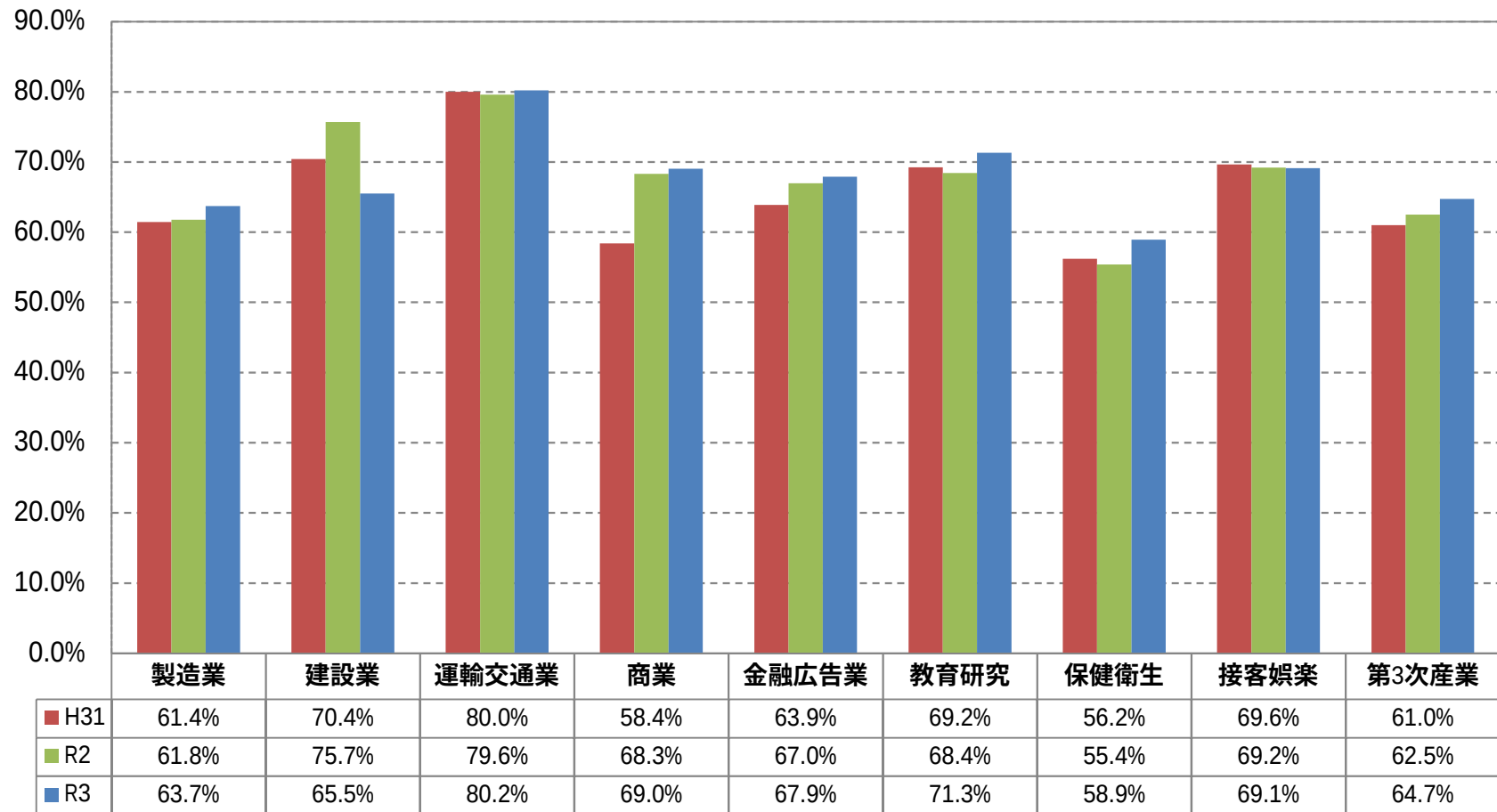
長崎労働局

定期健康診断 項目別・年別 有所見率



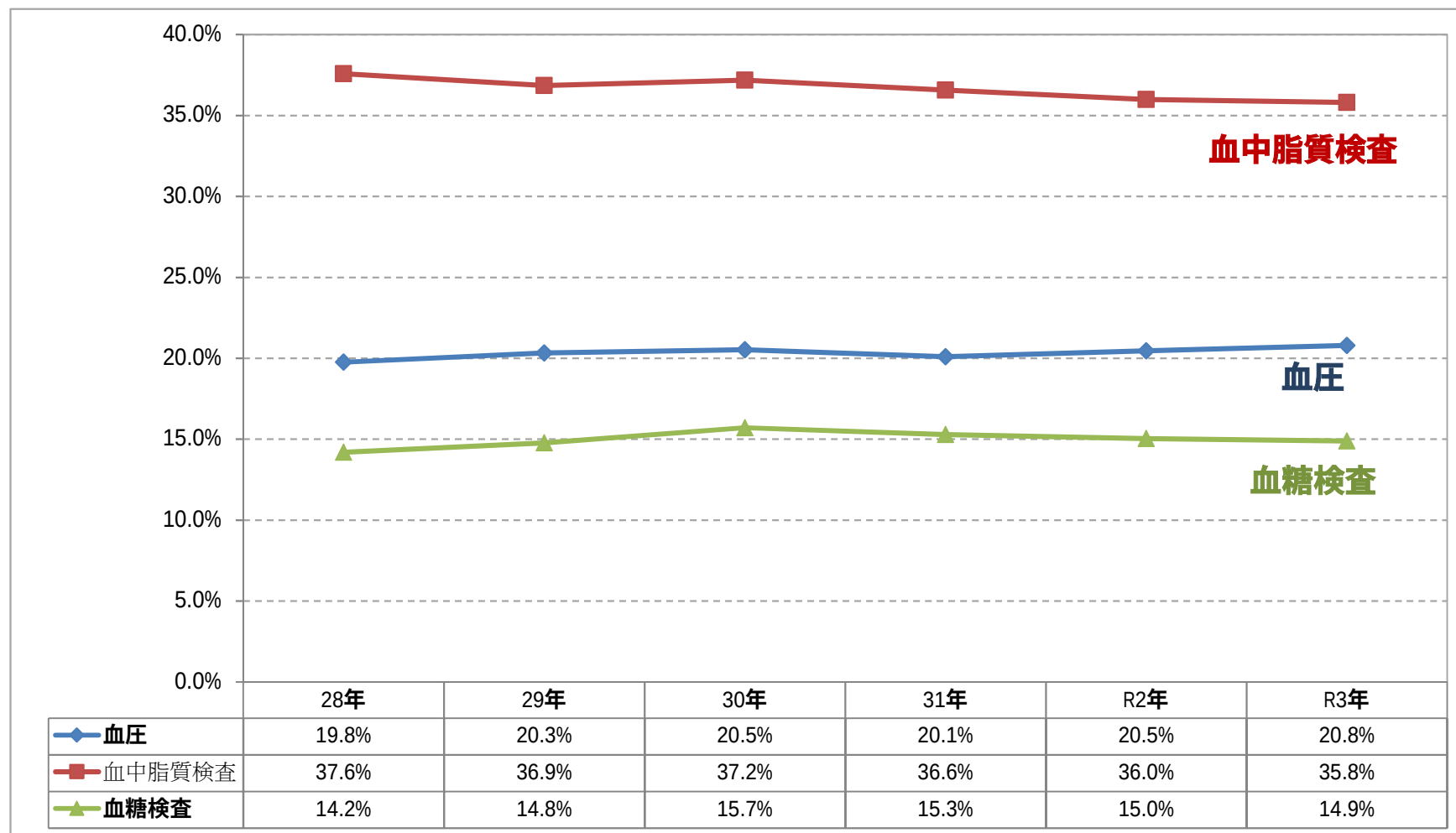
長崎労働局

定期健康診断 業種別・年別 有所見率

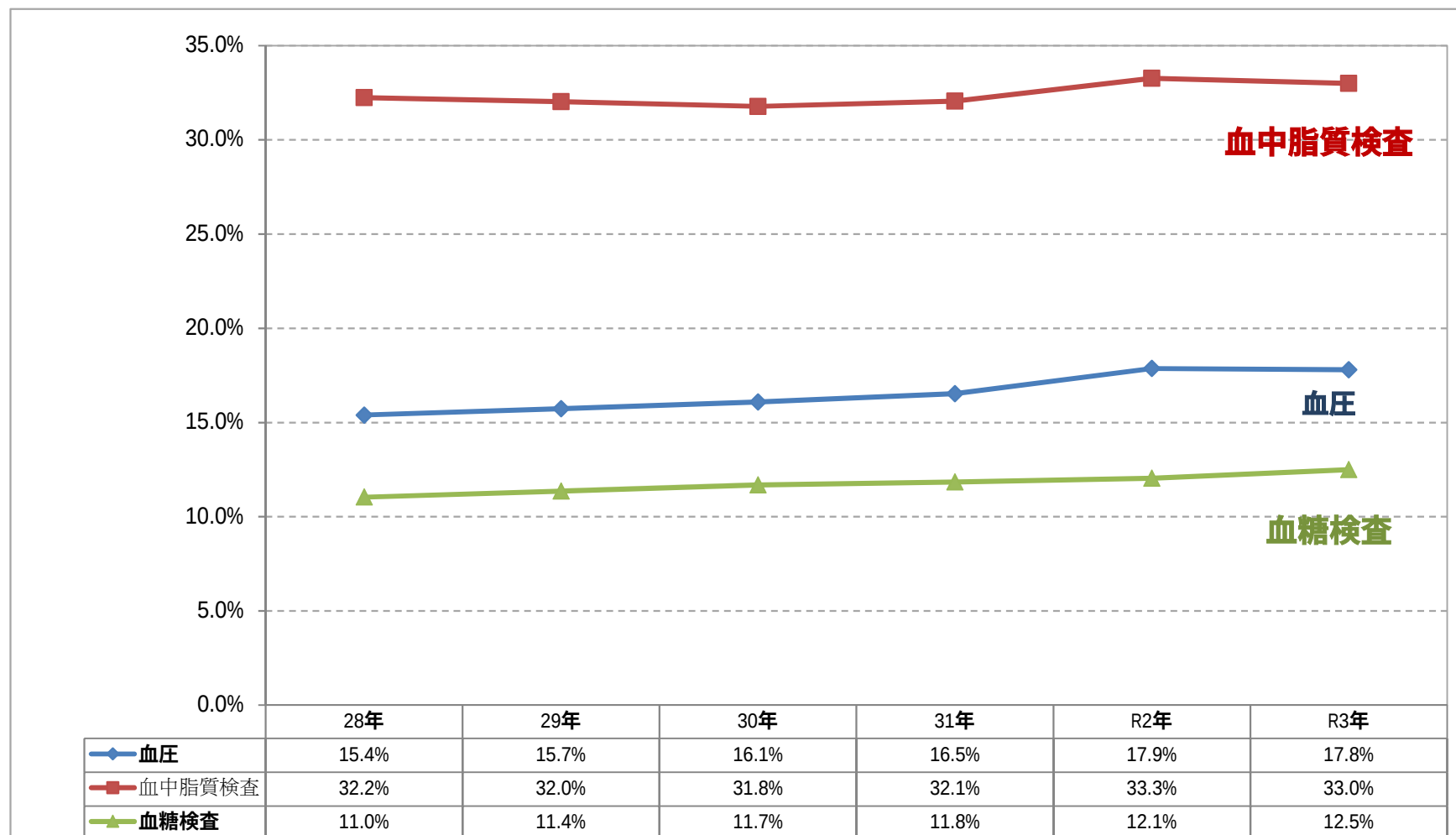


長崎労働局

定期健康診断 項目別・有所見率の推移

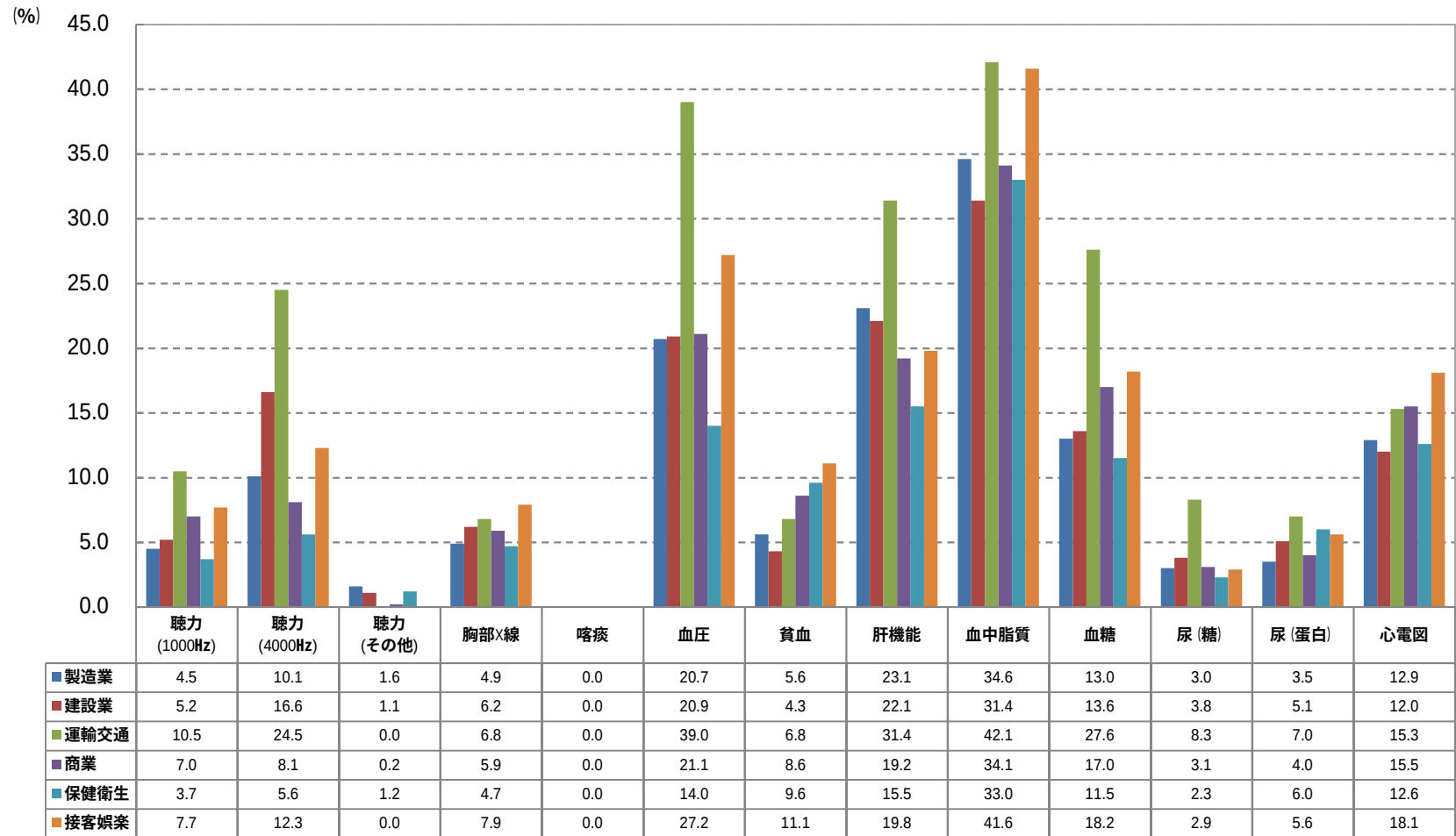


全国 定期健康診断 項目別・有所見率の推移



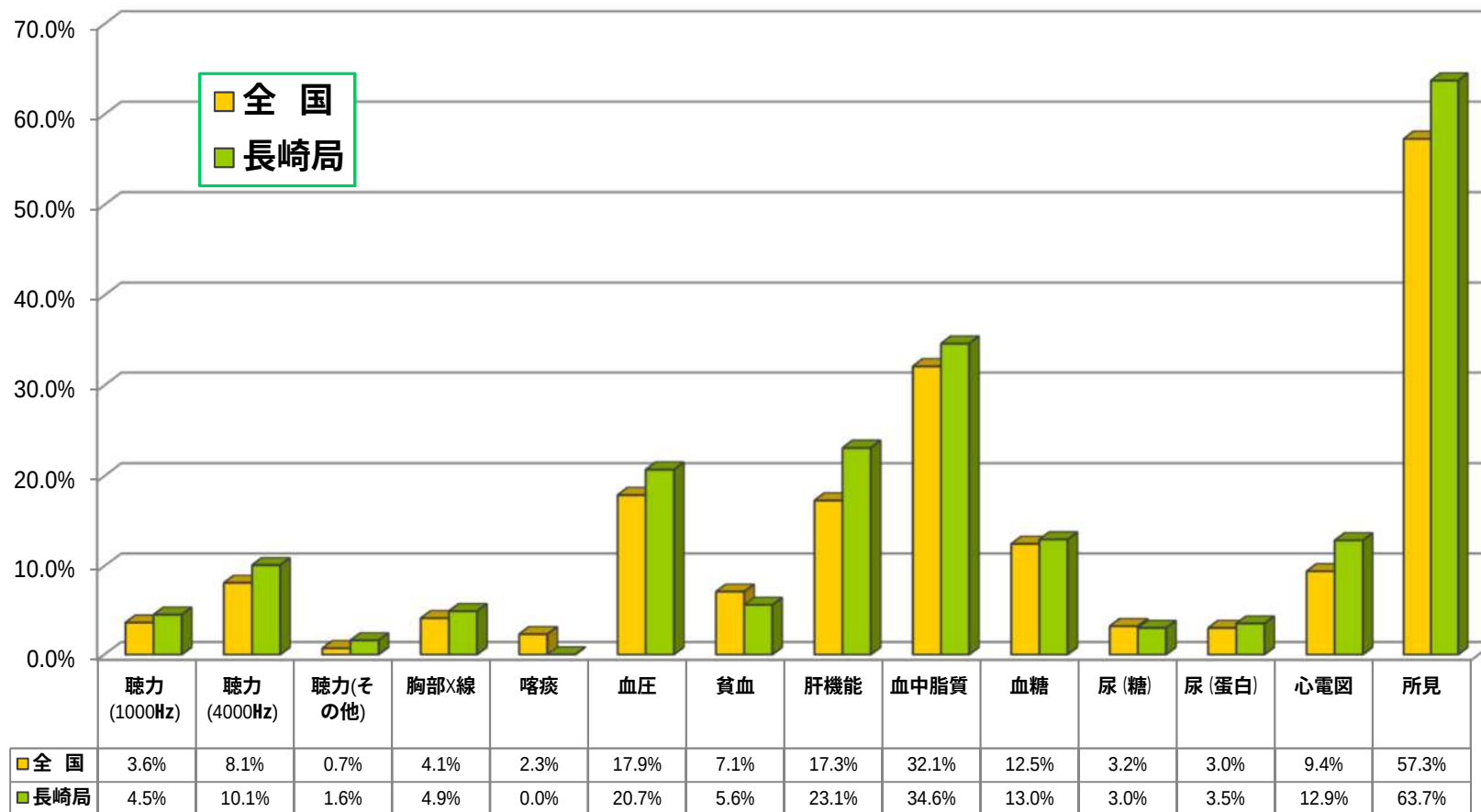
長崎労働局

令和3年 定期健康診断 有所見率 (業種別・項目別)



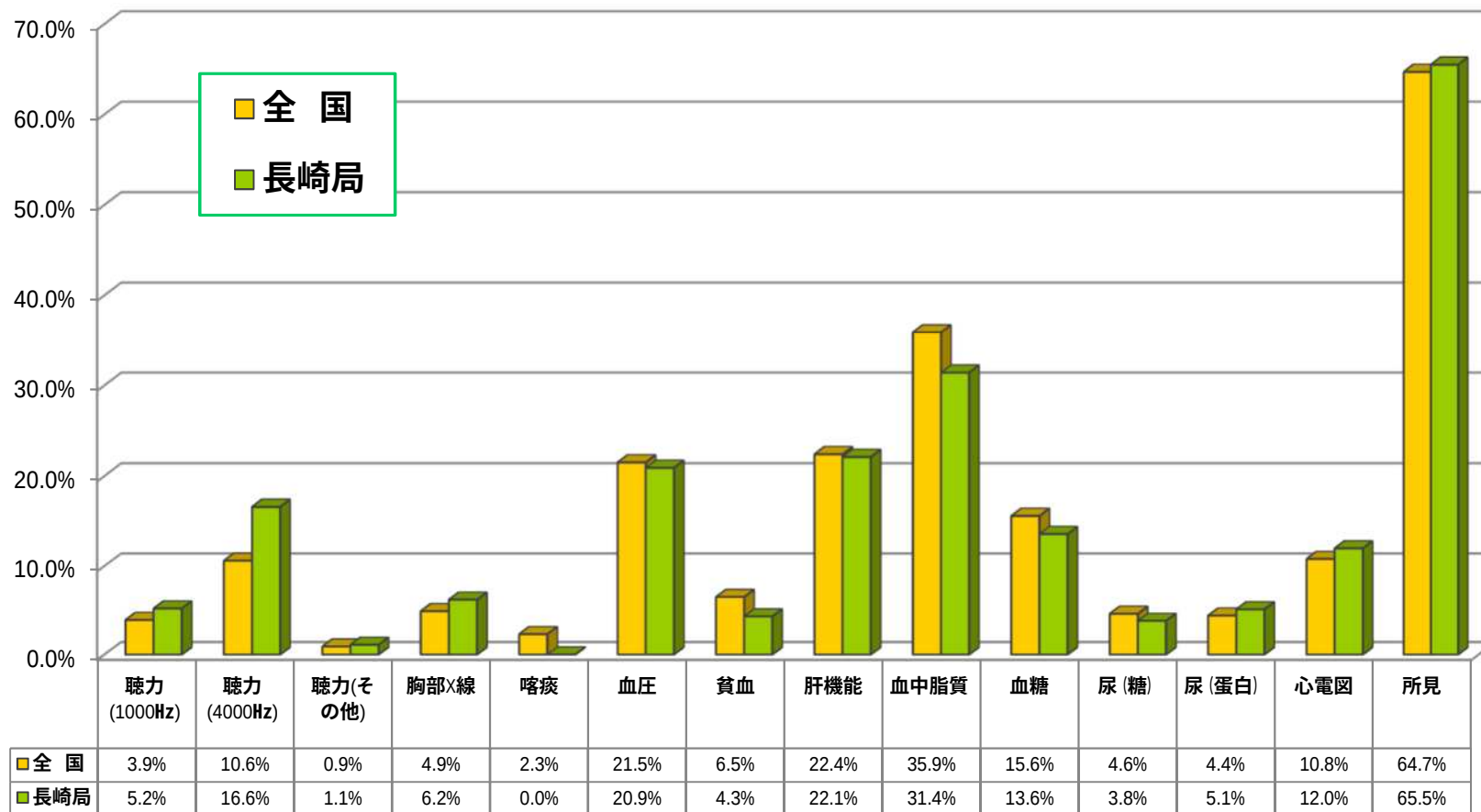
(%)

長崎労働局 令和3年 項目別・有所見率 (製造業)



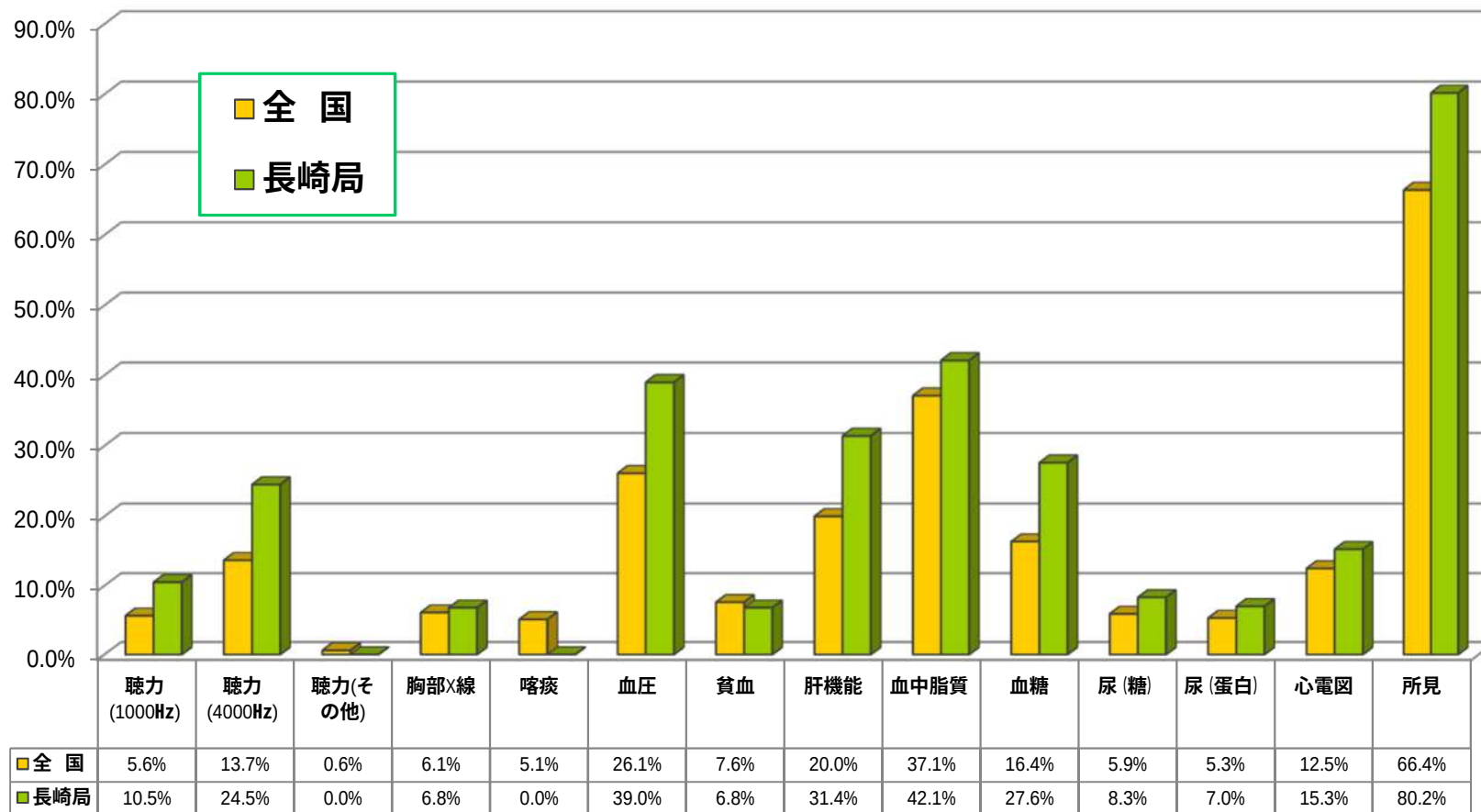
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (建設業)



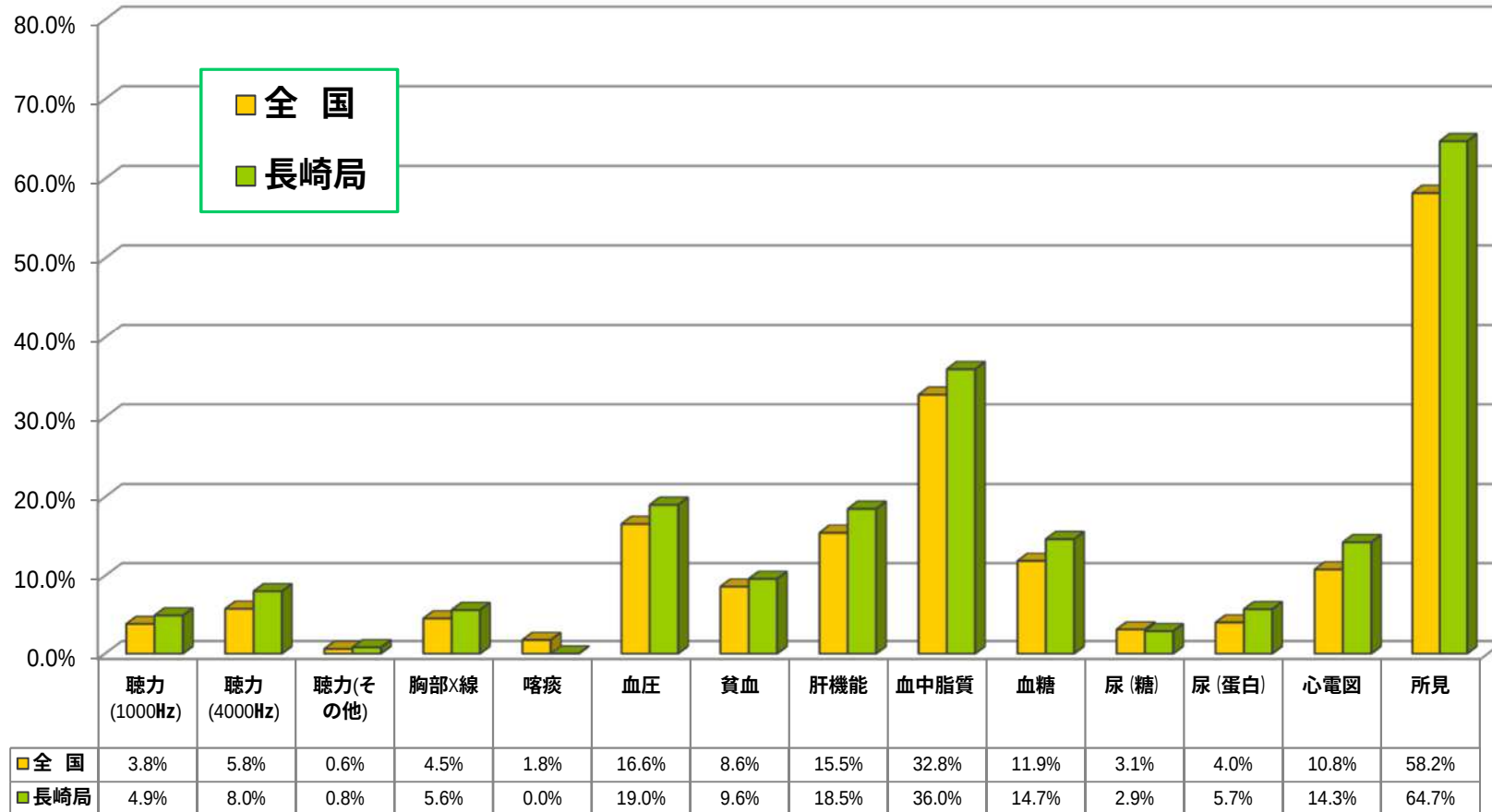
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (運輸交通業)

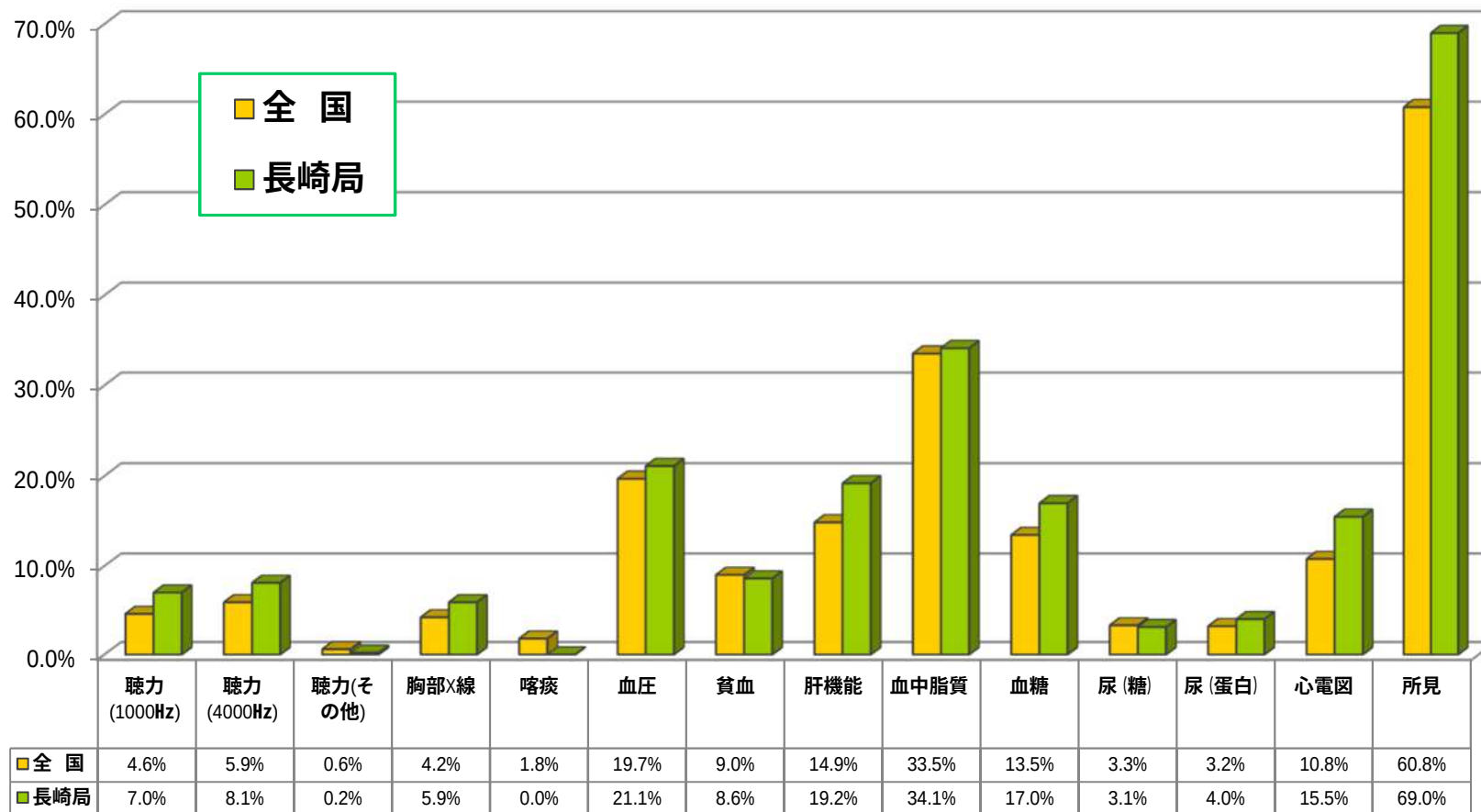


長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (第三次産業)

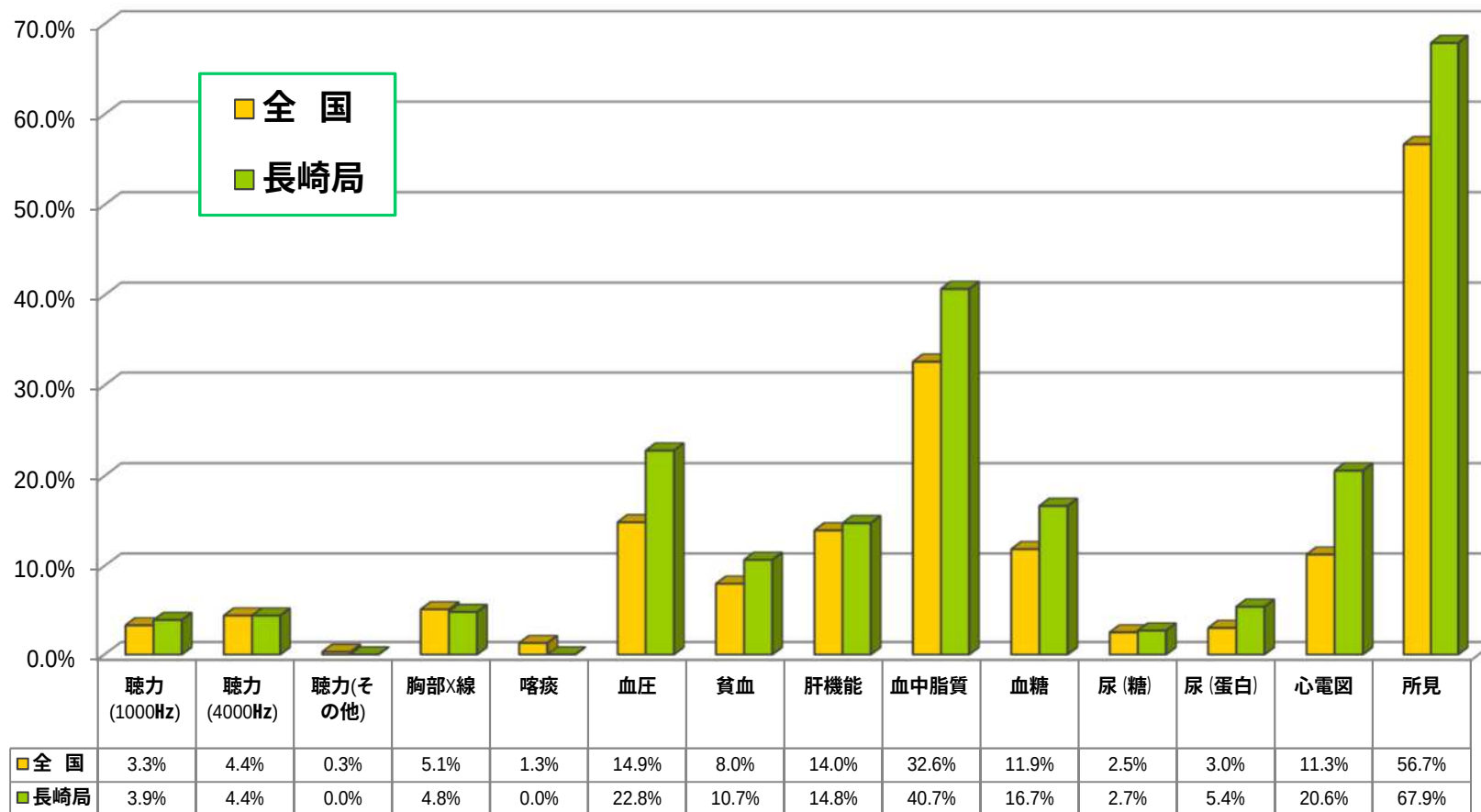


長崎労働局 令和3年 項目別・有所見率 (商業)



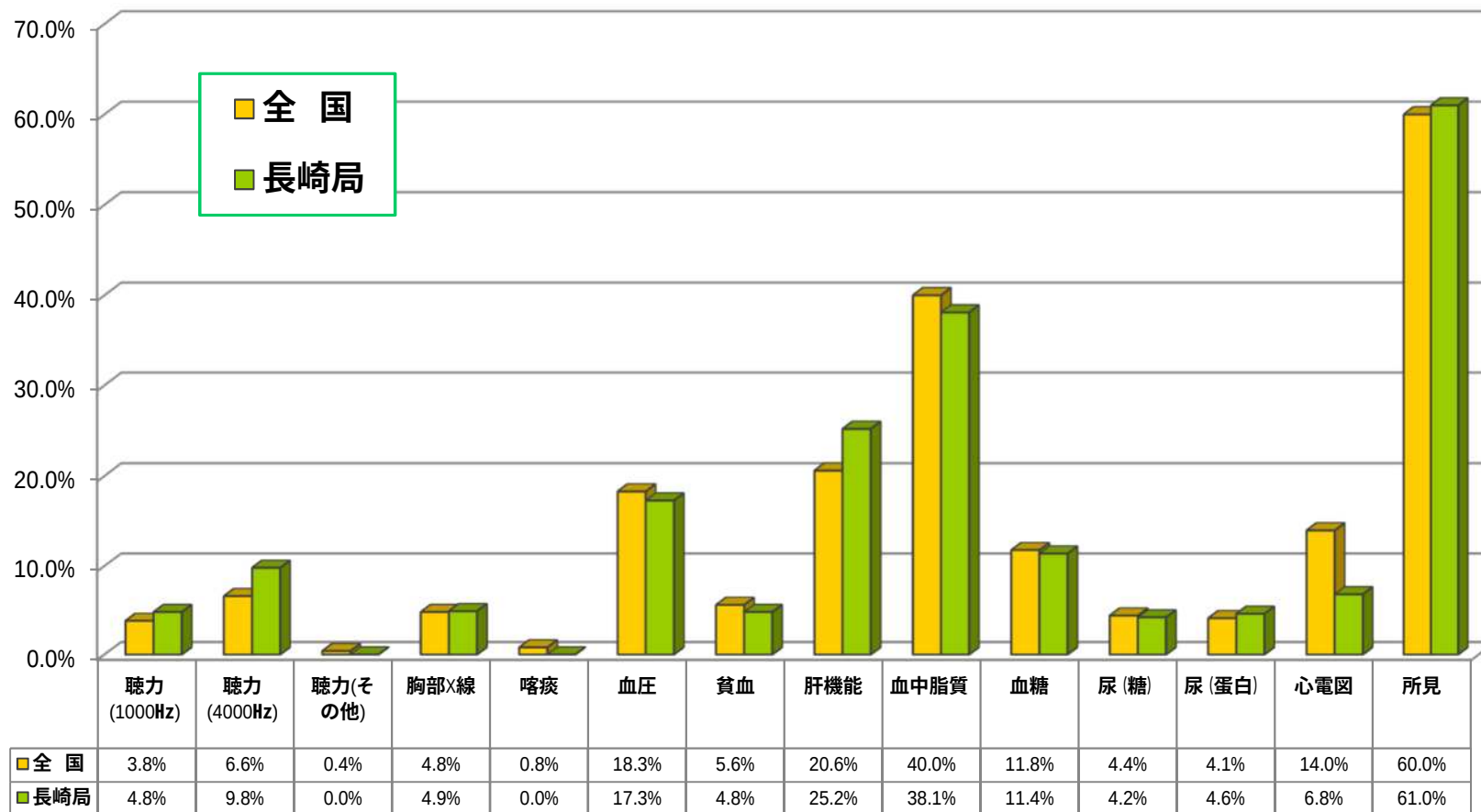
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (金融広告)



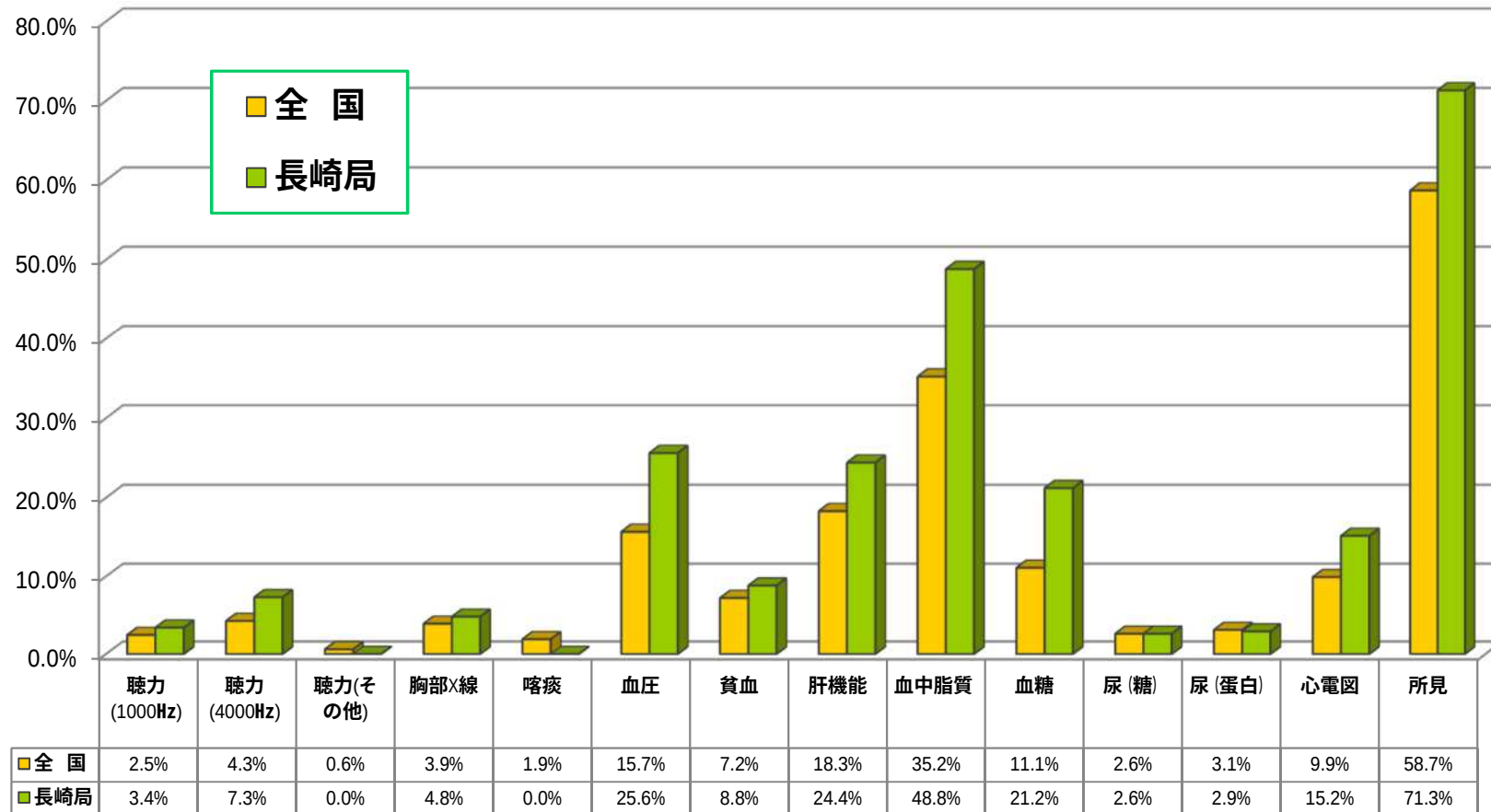
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (通信業)



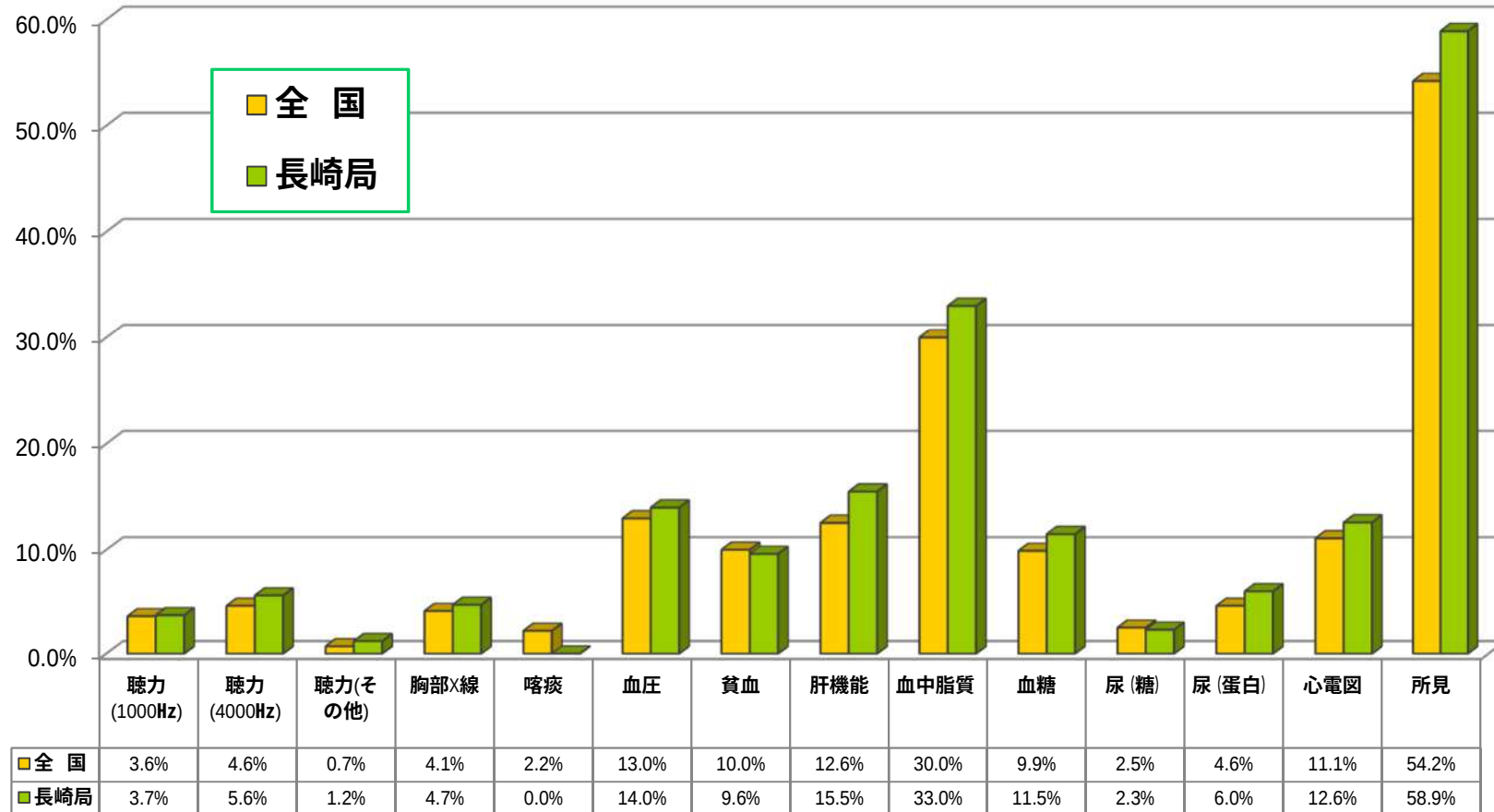
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (教育研究)



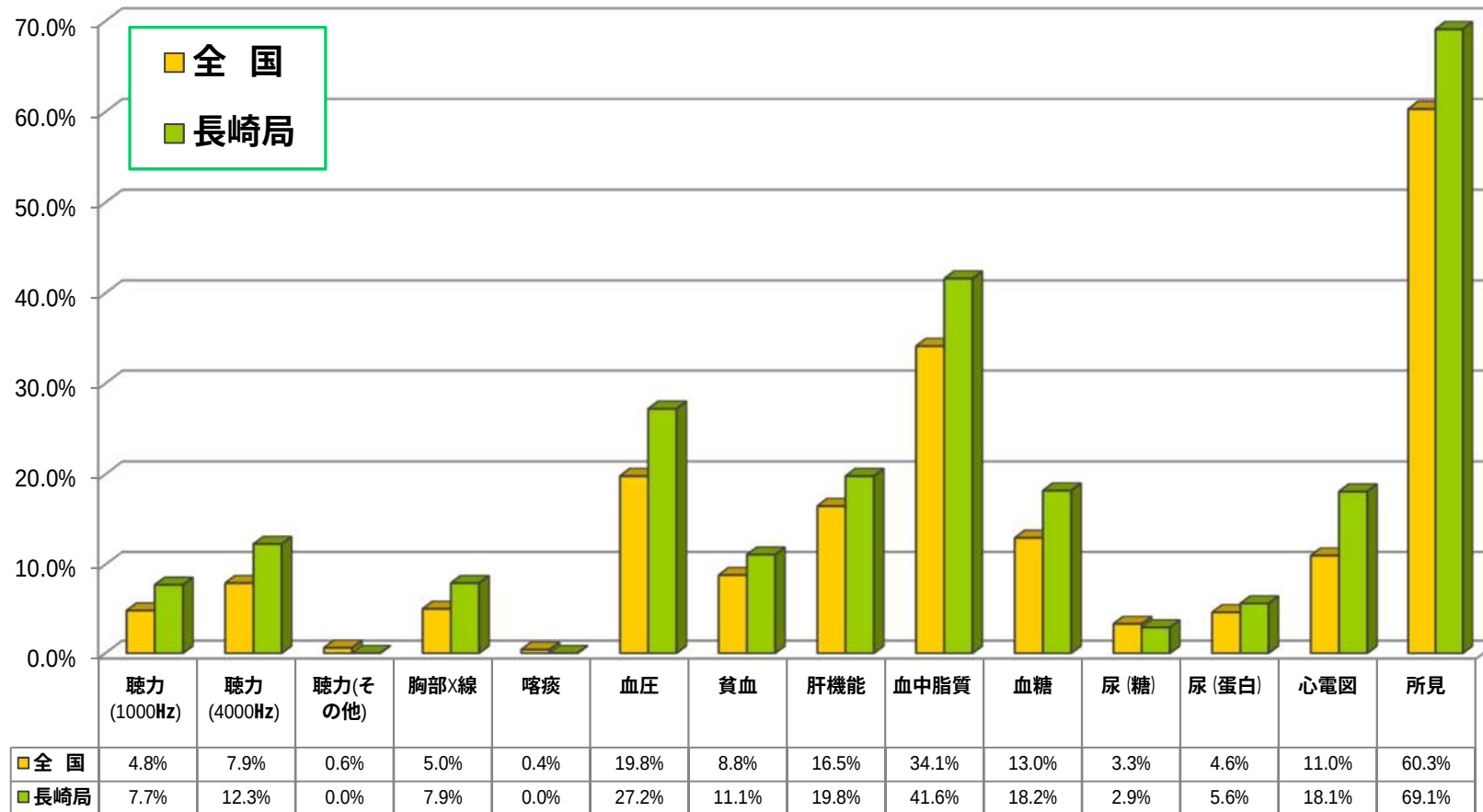
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (保健・衛生)



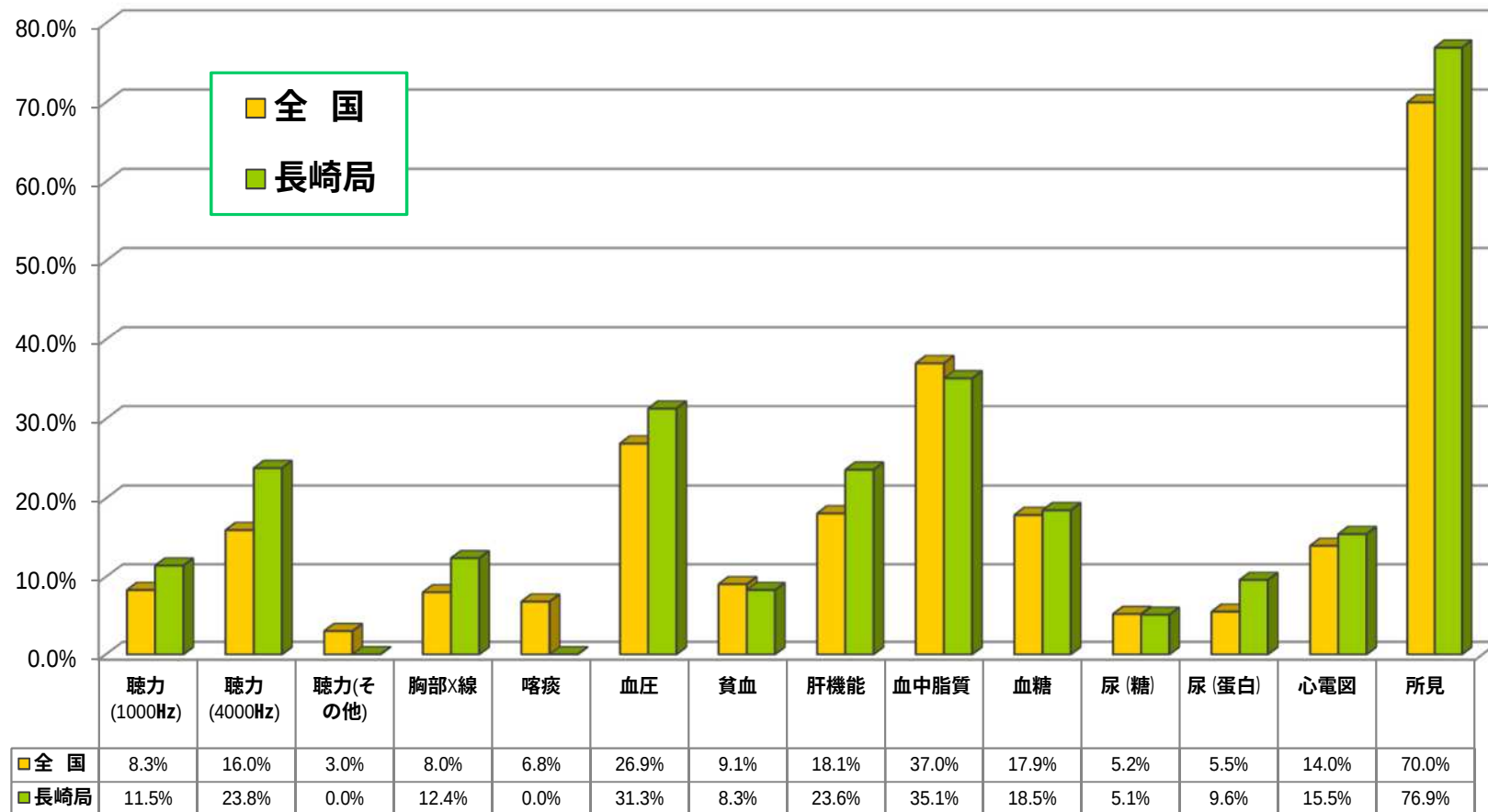
長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (接客・娯楽)



長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (清掃・と畜)



長崎労働局

令和3年 項目別・有所見率 (その他の事業)

